

# 早分かり! あなたの種別はこれ!

～国民年金には被保険者種別があります～

## スタート

現在、お勤めをしていますか?

YES

厚生年金や共済年金に加入していますか?

YES

### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

保険料は? 配偶者が加入している年金制度全体から拠出金として支払われます。



NO

NO

現在、結婚していますか?

YES

配偶者は厚生年金や共済年金に加入していますか?

YES

年間収入は130万円未満で配偶者に扶養されていますか?

YES

### 第2号被保険者

厚生年金や共済年金に加入している人 (65歳以上で老齢給付などの受給権者は除く)

保険料は? 給料から厚生年金や共済年金の保険料として天引きされます。



NO

NO

### 第1号被保険者

日本国内に住む、農業、自営業、学生、フリーターなど

保険料は? 各自で納めます。月額13,300円 (平成16年度)



### 保険料免除制度

前年の所得が少なかったり、失業などで、保険料を納めることが困難なときなどに受けられる制度です。免除には、全額・半額免除があります。また、申請には所得基準が設けられています。

### 加入は60歳までです

20歳から加入し、60歳までの40年間が最大加入期間です。年金として受給可能になるには、40年のうち最低25年間以上であれば受給できます。ただし、年金額は、保険料納付済期間や免除期間(学生納付特例は除く。)の合計により決まります。

### 年金には3つの種類があります

#### 老齢基礎年金

保険料納付済期間と保険料免除期間などを合わせて25年以上ある人が、65歳から終生もらえる年金です。



### 障害基礎年金

初診日が国民年金加入期間中である病気やケガがもとで、一定の障害が残ったときに65歳になるまでもらえます。



### 遺族基礎年金

国民年金加入中に夫が死亡し、夫に扶養されていた18歳未満の子がいる妻がもらえます。



国民年金は、月々1万3千300円の保険料で老齢をむかえたときのみだけでなく、障害を負ったり、遺族になったときにも、保障がついているので大変安心な制度です。20歳がスタートの国民年金。みなさんの今と未来を応援してくれます。

詳細については、市役所の国民年金担当または、お近くの社会保険事務所におたずねください。